

**令和5年度
外為法に基づく通達改正について
(安全保障貿易審査課担当箇所)**

**令和5年12月
経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易審査課**

①- 1 特別返品等包括許可の適用範囲等の見直し【緩和】

<適用範囲の拡大>

包括許可取扱要領

- 特別返品等包括許可は、1項該当の武器の不具合による返品、修理、異品のための輸出（クレーム輸出）等に適用される包括許可。
- 現状、適用範囲は貨物及び使用に係るプログラムのみであり、「武器に関する技術」は対象外。よって、下記のような点で、事業者間のコミュニケーションが円滑に進まない。
- 外国企業と修理の打ち合わせをする際、先方が作成した貨物の図面等を先方に示せない。（他、写真、試験データ、仕様書や運転・製造・修理に関する手順書など）
- 以上を踏まえ、上記のような「武器に関する技術」を対象に含める。

新（プログラムに限定する文言を削除）

旧（プログラムに限定する文言あり）

IV 特別返品等包括許可
1～3 （略）
4 特別返品等包括許可の範囲
（1） （略）
（2）～技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するものうち、次のいずれかに該当する技術（提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。）を輸出令別表第3に掲げる地域において提供（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）することを目的として取引を行う場合とする。

- ① 不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- ② 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

IV 特別返品等包括許可
1～3 （略）
4 特別返品等包括許可の範囲
（1） （略）
（2）～技術であって、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）のうち、不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみ本邦から提供するもの（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみ本邦から提供する技術を含む。）を輸出令別表第3に掲げる地域において提供することを目的として取引を行う場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）とする。
ただし、当該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

①-2 特別返品等包括許可の適用範囲等の見直し【緩和】

＜実績報告頻度の省略等＞

包括許可取扱要領

- 貨物の輸出等を行った実績報告について、許可が有効となった日から起算して3か月ごとに提出を求めている。
- 現状の運用は下記の点より、事業者の負担となっている状況。
 - ・報告頻度が他の包括（年2回）に比べて年4回発生する。
 - ・報告日が事業者によりバラバラになる（報告日のミスも発生）。
- この状況を踏まえ、報告頻度を年2回に、報告時期を1月末、7月末に揃える。
- また、適用範囲拡大のため、実績報告の様式（様式第20）も改正。

新（報告時期を6月末、12月末の2回に）

旧（3か月ごとに報告させる記載あり）

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1)・(2) (略) (3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供の <u>1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに</u> 経済産業大臣に報告すること。	報告するときは、様式第20によるものとする。

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1)・(2) (略) (3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供を行った実績については、 <u>許可が有効となった日から起算して3か月ごとにまとめて翌月末日までに</u> 経済産業大臣に報告すること。	1) 報告するときは、様式第20によるものとする。 2) 仮に、平成24年6月10日に有効となった許可の場合には、 <u>第1回の報告は平成24年6月10日から平成24年9月9日までの実績を平成24年10月末日までに</u> 行う。その後も3か月毎に同様にまとめて報告を行う。

※「Ⅶ 申請関係書類等」の記載要領にも上記と同様の内容における改正が行われているが、割愛する。

②-1 提出書類の記入方法等の見直し【明確化】

＜武器のクレームに係る貨物の輸出等の対象を箇条書きで明記＞

提出書類通達

- 提出書類通達に記載されている武器のクレームに係る「貨物の輸出」及び「役務の提供」について、箇条書きでわかりやすく記載。

新（箇条書き）

提出書類E 1

【武器のクレーム輸出】

注2：～次のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合とする。

- ① 不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物
- ② 外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物

提出書類TE

【武器のクレーム提供】

注2：～次のいずれかに該当する技術（提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。）を本邦に提供した外国において提供することを目的として取引を行う場合とする。

- ① 不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- ② 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

旧（羅列文書）

提出書類E 1

【武器のクレーム輸出】

注2：～不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出するもの（外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあつては、当該技術の不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみに輸出する貨物を含む。）を本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。ただし、当該貨物は、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。

提出書類TE

【武器のクレーム提供】

注2：～（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）のうち、不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみ本邦から提供するもの（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの場合にあつては、当該貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみ本邦から提供する技術を含む。）を本邦に提供した外国において提供する場合に限る。ただし、当該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

②-2 提出書類の記入方法等の見直し【明確化】

＜武器のクレームに係る貨物の輸出等の対象を箇条書きで明記＞ **包括許可取扱要領**

- 包括許可取扱要領に記載されている「特別返品等包括許可の範囲」について、箇条書きでわかりやすく記載。

新（箇条書き）

IV 特別返品等包括許可

4 特別返品等包括許可の範囲

（１）～次のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を輸出令別表第３に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第３の２又は同表第４に掲げる地域を経由する場合を除く。）として輸出する場合とする。

- ① 不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物
- ② 外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物

（２）～技術であって、外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術に該当するものうち、次のいずれかに該当する技術（提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。）を輸出令別表第３に掲げる地域において提供（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）することを目的として取引を行う場合とする。

- ① 不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術
- ② 輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

旧（羅列文書）

IV 特別返品等包括許可

4 特別返品等包括許可の範囲

（１）～不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためだけに輸出するもの（外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物の場合にあっては、当該技術の不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためだけに輸出する貨物を含む。）を輸出令別表第３に掲げる地域を仕向地として輸出する場合（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。）とする。

ただし、当該貨物は、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。また、輸出令別表第３の２又は同表第４に掲げる地域を経由する場合は、特別返品等包括輸出・役務取引許可は適用できない。

（２）～技術であって、外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術に該当するもの（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）のうち、不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためだけに本邦から提供するもの（輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物に内蔵された当該貨物を使用するために設計したプログラムの場合にあっては、当該貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためだけに本邦から提供する技術を含む。）を輸出令別表第３に掲げる地域において提供することを目的として取引を行う場合（本邦に提供した外国において提供する場合に限る。）とする。ただし、当該技術は、提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。

②-3 提出書類の記入方法等の見直し【明確化】

＜包括許可申請に必要な書類の明記＞

包括許可取扱要領

- 包括許可申請を行う際、概ねチェックリスト受理票（CL受理票）の提出を求めている。
- CLは毎年、7月中に安全保障貿易検査官室（安検室）に提出し、CL受理票の交付を受けるところ、包括許可取扱要領には、現状下記の記載がなされている。
- ・「～チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る。）～」
- 上記において、時期的に新旧2つのCLを所持している場合、旧CL受理票が提出されるケースが発生しており、審査の手戻りが散見される。
- ついては、同要領上に、新CL受理票の提出を求める旨、明記。

新（新CL受理票を明記）

- I 一般包括許可
- 5 一般包括許可の申請手続
一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。
- なお、2の（2）②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものであって、最新のものに限る。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

旧（新CL受理票が記載されていない）

- I 一般包括許可
- 5 一般包括許可の申請手続
一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。
- なお、2の（2）②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

②-4 提出書類の記入方法等の見直し【明確化】

＜包括許可が失効となる場合の明記＞

包括許可取扱要領

- 包括許可の申請者の要件として、安検室から輸出管理内部規程受理票（CP受理票）とCL受理票の交付を受けている旨の記載がある。
- 事業者が自主的にCPを取り下げるケースがあり、これに伴い、当該包括許可を所持する要件を満たさなくなる場合がある。
- 申請時の要件を満たさなくなった場合は、当該包括は失効となるため、この点を明確化。

新（包括が失効する要件を明記）

旧（包括が失効する要件が記載されていない）

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1)～(10) (略) (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅰの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。 <u>ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）の提出により、2</u> <u>(2) ②の要件を満たさなくなり、かつ、2</u> <u>(2) ①の要件も満たさないときは、当該許可は失効する。</u>	(略)

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1)～(10) (略) (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅰの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	(略)

※包括許可取扱要領上Ⅰ～Ⅴに同様の改正を対応。また、例示として一般包括を記載しているが、他の包括についても同様の改正がなされている。

③ その他

<事務的な改正>

- 関東経済産業局横浜通商事務所の住所変更。**提出書類通達**
- 特別一般包括役務取引許可の条件において、実績報告書の提出に併せてCLの提出を求めていたが、当該包括許可の実績のみ、暦年分を翌年1月末日までに報告する旨を明記。**包括許可取扱要領**
- 特定包括許可申請時に複数の需要者等がいた際には、別紙の様式を設けて記載させていたが、NACCSによる電子申請となり、システム上、直接入力ができるため、当該様式（様式第4、4の2、5、5の2）は削除。**包括許可取扱要領**
- 問い合わせ窓口のメールアドレスを最新版に更新。**特定貨物等に係る相談等について**
- その他、輸出管理レジームに伴う改正や事務的な改正等。